

令和5年第7回（12月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第136号	指定管理者の指定について（上越市五智歴史の里会館）	観光振興課	1～4
議案第95号	令和5年度上越市一般会計補正予算（第6号）	文化振興課ほか	5～8

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第136号
提出課	観光振興課

指定管理者の指定について（上越市五智歴史の里会館）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	五智歴史の里協議会
所在地	新潟県上越市国府1丁目18番28号
設立年月日	平成18年11月22日
設立目的	五智地区の観光振興を推進し、地域の活性化と住民の福祉向上を図るため。
団体の事業	①五智歴史の里会館の管理運営 ②観光ボランティア事業 ③特産品開発販売促進事業 ④周辺環境整備事業

(2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 指定の理由

同協議会は、五智地区における観光事業の推進、観光ボランティア事業、周辺環境整備などに取り組んできた実績があり、また、これまでも指定管理者として施設を適正に管理してきたことから、公募を行わず、引き続き五智歴史の里協議会を指定管理者とするもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSの有効利用等により情報発信力を高め、会館所属の無料ボランティアガイドにより五智地区の豊かな自然及び歴史に触れる憩いの場を提供しつつ、よく利用者の意見・要望を聴取し、観光リピーターの増加につながるような観光ガイドに努め、上越市の観光の振興に資することを目的とした事業展開を目指す。 ・五智地区の歴史遺産と豊かな自然に触れる憩いの場を提供するとともに、各種の市民団体・趣味のサークル等と共同でイベント・講演会等を開催する場を提供し、住民の文化的生活の向上及び地域振興に資することに努める。 ・直江津地区の中心市街地活性化事業や観光関連施設との情報交換を密にして連携強化に努め、各事業との整合性を考慮した協同態勢づくりに努める。 ・活動形態として、全体的な活動を統括する理事会の下に、4つの部会（観光ボランティア部会、商品部会、イベント部会、環境部会）を設け、各部会が互いに協力・補完しつつ、目標達成のため活動する。

②施設の利用促進を図るための具体的な方策

- ・ SNSを活用した情報発信力の強化
- ・ 情報ツール散策マップの改定と配布の徹底及びパンフ類の充実
- ・ 年6回の五智歴史の里文化講演会の継続実施
- ・ 地域住民・支援グループによるイベント及び展示会の開催
- ・ 市民サークルの学習会、練習会の場の提供
- ・ 市内観光施設、まちづくり団体や学校行事・祭事との連携
- ・ 会館独自イベントの実施
- ・ 福祉施設との連携（施設利用者とその家族へ憩いの場の提供）
- ・ 施設の利便性のアピール（バリアフリー、点字ブロック、多機能トイレ等）

③目標とする施設利用者数

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般入館者	16,700人	17,000人	17,900人
自主事業参加者・入館者	4,200人	4,900人	5,000人
休憩室（夜間貸館）	100人	100人	100人
計	21,000人	22,000人	23,000人

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 (30点)	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 (35点)	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)地域振興・活性化に寄与する方策
	(6)市民要望の把握
	(7)苦情への対応
③管理の安定 (10点)	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)5か年の収支計画書
④経費の縮減 (10点)	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 (15点)	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	22	○	施設の設置目的を理解し、観光客の誘客や地域の活性化に繋がる運営方法が具体的に示されている。
②サービス向上	35	21	28	○	SNSの活用によるサービス向上策が具体的に示されている。
③管理の安定	10	6	10	○	現実性を保った上で、最大限の経費削減が図られている。
④経費の縮減	10	6	8	○	省エネを意識することや、勤務シフトを柔軟に運用することで経費削減が期待できる。
⑤その他	15	9	13	○	役員等に専門的な知識を持つ者が多く、上越市の歴史情報を発信することで利用者の増加が期待できる。
総合評価	100	60	81	適切	

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	18,750
②令和6年度指定管理料(委託料)		6,250
③令和7年度指定管理料(委託料)		6,250
④令和8年度指定管理料(委託料)		6,250
⑤前指定期間の指定管理料平均額		5,857
⑥指定管理料の増減額	①-(⑤×3年)	1,179

(2) 主な増減理由

電気やガス等のエネルギー価格の高騰や、物価高の影響に伴い、増額となるもの

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第95号
提出課	文化振興課

歳出科目 (P28～P29)	2款1項14目	上越文化会館運営費
----------------	---------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
上越文化会館管理運営費	79,452	587	80,039

主な補正財源		主な経費	
一般財源	587	補償、補填及び賠償金	587

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金、ガス料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

科目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	587	587
エネルギー価格高騰補填金	0	587	587

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
上越文化会館	587	株式会社NK S コーポレーション

提出課	観光振興課
-----	-------

歳出科目（P46～P47）	7款1項3目	観光交流費
---------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
直江津屋台会館管理運営費	9,705	1,438	11,143

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,438	需用費	1,368
		役務費	26
		使用料及び賃借料	44

【補正理由】

光熱水費・下水道使用料・電信電話料について、当初見込みよりも使用量が増加し不足が見込まれることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

項目	補正前	補正額	補正後
需用費	1,824	1,368	3,192
電気料金	1,111	798	1,909
ガス料金	349	533	882
水道料金	51	37	88
役務費	62	26	88
電信電話料	62	26	88
使用料及び賃借料	59	44	103
下水道使用料	41	44	85

歳出科目 (P46～P47)	7款1項3目	観光交流費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
観光施設等管理事業	693,542	37,805	731,347

主な補正財源		主な経費	
一般財源	37,805	役務費	196
		公課費	100
		備品購入費	6,824
		補償、補填及び賠償金	30,685

【補正理由】

柿崎マリンホテルハマナス及び大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館において、指定管理者が事業で使用する車両を新たに購入するため所要額を増額するほか、エネルギー価格（電気料金、ガス料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○庁用自動車購入費

項目	補正前	補正額	補正後
役務費	927	196	1,123
手数料	1	146	147
保険料	0	50	50
備品購入費	4,684	6,824	11,508
事業用備品購入費	4,684	6,824	11,508
公課費	0	100	100
自動車重量税	0	100	100

○エネルギー価格高騰補填金

科目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	30,685	30,685
エネルギー価格高騰補填金	0	30,685	30,685

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
五智歴史の里会館	139	五智歴史の里協議会
安塚雪だるま高原 (3施設合計)	10,564	株式会社スマイルリゾート
牧湯の里深山荘	772	株式会社太平堂
柿崎マリンホテルハマナス	4,037	ネクストリゾート上越株式会社
大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館	3,591	ネクストリゾート上越株式会社
吉川スカイトピア遊ランド	1,053	株式会社みなもとの郷
吉川ゆったりの郷	2,672	ネクストリゾート上越株式会社
板倉保養センター	1,704	ネクストリゾート上越株式会社
ゑしんの里記念館	1,449	一般財団法人ゑしんの里観光公社
うみてらす名立	4,704	株式会社BJ・株式会社ゆめ企画名立